鎌倉市保育士就職奨励金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、民間保育所等の人材の確保、定着及び離職防止を図るため、市内の民間保育所等へ保育士として就労した者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付することについて、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年２月告示第23号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　民間保育所等　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第１項に規定する保育所（鎌倉市保育所設置条例（昭和24年３月条例第49号）別表第１に掲げる保育所を除く。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園又は法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等（事業所内保育事業及び鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第19号）第33条に規定する小規模保育事業所Ｃ型を除く。）を実施する施設をいう。

⑵　保育士　次のいずれかに該当する者をいう。

　ア　法の規定に基づく保育士資格を有する者

　イ　国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）の規定に基づく国家戦略

特別区域限定保育士資格を有する者

　（奨励金の交付対象者）

第３条　奨励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する保育士とする。

⑴　民間保育所等を運営する法人又は個人と期間の定めのない労働契約又は１年を超える期間の定めのある労働契約を新たに締結した者

⑵　奨励金の交付を受けようとする年度内に市内の民間保育所等において保育（認定こども園にあっては、保育認定を受けた子どもの保育に限る。）に従事し、翌年度以降も同一の民間保育所等において保育に従事する見込みがあること。 ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合を除く。

⑶　１月当たり20日以上勤務し、かつ、１日当たり６時間以上勤務することを常態とする者。

⑷　民間保育所等を運営する法人又は個人と労働契約を締結した日から起算して過去１年以内に市内の民間保育所等への勤務経験がないこと。

⑸　過去にこの要綱に基づく奨励金の交付を受けたことがないこと。

　（奨励金の額）

第４条　奨励金の額は、１人につき20万円とする。

（交付申請等）

第５条　奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として市内の民間保育所等へ就労した日の属する月の末日（３月においては３月10日）までに、鎌倉市保育士就職奨励金交付申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

　⑴　労働契約書等の写し

　⑵　保育士証の写し

　⑶　職務経歴書等の写し

⑷　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨励金の交付の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定により申請書の内容を審査するに当たり、申請者の就労の有無等について民間保育所等に確認することができる。

（奨励金の請求及び交付）

第６条　前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた年度終了後15日以内に、鎌倉市保育士就職奨励金交付請求書兼口座振込依頼書（第３号様式）を市長に提出し、奨励金を請求するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、奨励金を交付するものとする。

（届出の義務）

第７条　交付決定者は、交付決定を受けた年度中に次の各号のいずれかに該当する場合は、鎌倉市保育士就職奨励金に係る届出書（第４号様式）により、直ちに市長へ届け出なければならない。⑴　民間保育所等を運営する法人又は個人との労働契約を終了したとき。

⑵　第３条第２号又は第３号の規定に該当しなくなったとき。

（奨励金の返還等）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、既に交付した奨励金の返還を命じることができる。

⑴　前条第１号又は第２号に該当したとき。ただし、やむを得ない理由として市長が認めたときは、この限りでない。

　⑵　偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき

２　市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を奨励金の交付を受けた者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により返還を命じるときは、その旨を奨励金の交付を受けた者に通知するものとする。

　（その他の事項）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

　１　この要綱は、決裁の日（令和６年８月５日）から施行し、令和６年４月１日から適用する。

２　令和６年度に限り、第５条本文中の「市内の民間保育所等へ就労した日の属する月の末日（３月においては３月10日）」を「市内の民間保育所等へ就労した日の属する月の末日（４月から８月においては９月末日、３月においては３月10日）」とする。